

## さいたま市告示第910号

さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和5年5月19日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 企画提案書の招請に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築業務

#### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

#### (3) 事業概要

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的に、法改正にも対応したシステムを調達することで、安定的かつ適正な管理体制の構築を目指すもの。

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日

#### (5) 予算の上限額

13,892千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下、「名簿」という。）に希望業務「電算」で掲載されている者

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 過去2年の間に、官公庁又は地方公共団体に対して、資金貸付システムシステムのサービスを提供した実績（実証実験等の継続性のないものを除く）を有し、かつ令和5年4月1日現在も継続してサービスを提供している者であること。

### 3 企画提案書招請説明書等の貸与

企画提案書の提出を希望する者で、企画提案書招請説明書（以下「説明書」という。）等の資料を貸与するものとする。

#### (1) 貸与場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課  
担当 手当係 電話 048(829)1270

#### (2) 貸与期間

本告示日から令和5年5月26日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで。)

(3) 貸与費用

無償

(4) 貸与方法

CD-ROM

(5) 説明書等の返却

交付した説明書等は、企画提案書提案会時に返却すること。また、企画提案書提案会に参加しない場合及び参加申込兼資格確認申請書を提出しないことが決まった場合は、速やかに返却すること。

(6) 説明書等の取り扱い

貸与した説明書等は、企画提案及び見積に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、様式以外の資料は複製をしてはならない。

4 参加申込兼資格確認申請書の提出

企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、企画提案書提出日において確認審査を受けていない者は、企画提案会に参加できない。

(1) 提出書類

ア 参加申込兼資格確認申請書

イ 2(3)の経験を証する書類 1部

ウ 「優先交渉権者選定基準」の、「2 評価の方法」に記載の「資金貸付システム導入・運用実績」、「母子父子寡婦資金貸付システム導入・運用実績」及び「実施体制における人員の実績」を証する書類 各1部

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 参加資格確認結果通知書の交付

参加申込兼資格確認申請書の提出を行った者に対し、参加資格確認審査終了後、令和5年6月2日(金)に参加資格確認結果通知書を電子メール及び郵送で交付するものとする。

6 質問の受付及び回答

参加資格及び企画提案書招請説明書等に関する質問がある場合は、以下の要領にて質問を行うことができる。

(1) 質問期間

令和5年5月19日(金)から令和5年5月26日(金)

(2) 質問方法

質問の受け付けは電子メールのみとする。送付の際には以下の事項を順守すること。

ア 上記受付期間に質問が市に到達するようにすること。

イ 電子メールのタイトルは「さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築業務に関する質問」とすること。

ウ 書式は自由であるが、電子メールの本文としてテキスト形式で記述すること。(それ以外の添付ファイル等は全て無効とする。)

(3) 質問の提出先

提出先の電子メールアドレスは以下のとおりである。

kosodate-shien@city.saitama.lg.jp

(4) 質問の到着確認に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

(5) 質問に対する回答

質問及び回答については、令和5年5月31日(水)午後5時までに、電子メールにて全参加申込者(参加申込兼資格確認申請書に記載された電子メールアドレス宛)に送信する。なお、質問者の名前は非公開とする。

(6) その他

再質問は受け付けない。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び部数

ア 提出書類及び部数

イ 企画提案書 原本1部、写し10部

ウ 様式3「機能・帳票要件一覧表」 原本1部、写し10部

エ 見積書(任意書式) 原本1部

※見積書については、内訳を記載又は別紙で作成すること。また、構築後のシステム運用保守に係る1年間の費用も明示すること。

(2) 受付期間

令和5年6月2日(金)から令和5年6月19日(月)まで(休日を除く午前9時から午後4時まで。)

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 企画提案書の提出ができる者

参加資格確認結果通知書により参加資格有と認められた者のみ、提出することができる。

8 一次審査(客観審査)

参加申込者が4者以上の場合は、様式1「参加申込兼資格確認申請書」に添付される資料に基づき、評価項目における点数の合計が最も高い上位3者を選定する。同点の者が2者以上あるときは、くじ引きによって順位を決定する。

9 二次審査(プレゼンテーション審査)

一次審査を通過した上位3者について、企画提案書を補完するため、企画提案書提案会においてプレゼンテーション審査を実施する。

(1) 企画提案書提案会の実施予定日

令和5年6月28日(水)

詳細な時間及び場所については、参加者数の確定後に通知する。

#### 1 0 企画提案書の特定に関する事項

##### (1) 評価方法

企画提案書の内容及び企画提案書提案会の内容（質疑応答を含む。）について、選定委員会において、選定委員が評価を行う。

##### (2) 優先交渉権者の選定

選定委員会の後、優先交渉権者を選定する。

#### 1 1 契約手続等

##### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

##### (2) 契約書作成の要否

否

##### (3) 議決の要否

否

#### 1 2 その他

(1) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) この企画提案書の招請手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は、業者選定の結果不採用となった提案者より明示的な希望があった場合のみ返却する。

(4) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p097518.html>

(5) 詳細は、説明書等による。